

佐賀県告示第 464 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 49 条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 26 年 12 月 12 日

佐賀県知事職務代理者

佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

1 河川の名称

松浦川水系三間坂川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成 26 年 12 月 12 日

3 廃川敷地等の位置

武雄市山内町大字三間坂字小村甲 12390 番 15 地先

4 廃川敷地等の種類及び面積

(1) 種類 土地

(2) 面積 114.11 平方メートル